

燕市木造住宅 耐震診断・耐震設計・ 耐震改修・建替耐震化補助事業のご案内



◆申し込み・お問い合わせ◆

燕市役所 都市整備部 営繕建築課 建築指導係（2階 28、29 番窓口）

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL(代表) 0256-92-1111(内線 3674)

TEL (建築指導係) 0256(77)8282

FAX(営繕建築課) 0256(77)8568

【燕市木造住宅耐震診断事業】 木造住宅の耐震診断費を補助します

住宅の耐震診断を希望し、次の内容に該当する人を対象に、耐震診断料の一部を補助します。補助を希望する人は、営繕建築課建築指導係に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、事前に申し込んでください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

◆補助の対象となる住宅（次の①～④のすべてに該当するもの）

- ①燕市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（または着手）された地上 2 階建て以下の木造住宅であること
- ② 1 戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）であること
- ③ 国などの特別認定工法以外の住宅であること
- ④ 過去に耐震診断に係る補助金交付を受けていない住宅であること



◆補助対象者（次の①～②のすべてに該当するもの）

- ①住宅の所有者 若しくは 所有者の親族（3 親等以内）又は 対象住宅に居住している賃借者等
- ②燕市税の滞納がない人

※賃借者等は所有者の承諾が必要です。

◆申込(申請)期間 令和 2 年 4 月 1 日（水）～ 8 月 31 日（月）（但し、土・日・祝日を除く）

※ただし、予定数になり次第、終了する場合があります。

◆補助金額 ①補助の対象範囲の延べ床面積に応じて定めた耐震診断料から、1 万円を差し引いた額

耐震診断の対象となる延床面積	耐震診断料	自己負担額	補助金額（限度額）
70 m ² 以下のもの	8 万円	1 万円	7 万円
70 m ² を超え 175 m ² 以下のもの	9 万円	1 万円	8 万円
175 m ² を超えるもの	11 万円	1 万円	10 万円

②高齢者のみの世帯及び要介護認定者、要支援認定者、身体障害手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者を含む世帯の場合は上記耐震診断料の全額

※申請時に上記の世帯、認定等を証明する書類の写しが必要です。

◆交付件数 20 戸程度

◆申請方法

申込後、補助対象となる物件の場合、申請書類を送付します。

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。

【申請先】燕市役所 営繕建築課 建築指導係

◆申請手続きの流れ（5 面参照）

【燕市木造住宅耐震改修事業】
木造住宅の耐震設計費及び耐震改修費を補助します

住宅の耐震設計又は、耐震改修を希望し、次の内容に該当する人を対象に、耐震設計費又は、耐震改修費の一部を補助します。

補助を希望する人は、営繕建築課建築指導係に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

設計着手後又は、改修着手後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

★申請の事前に2ページの耐震診断事業を行う必要がありますのでご注意ください。

◆**補助の対象となる住宅**（次の①～④のすべてに該当するもの）

- ①燕市内の昭和56年5月31日以前に建築（または着手）された木造住宅
- ②1戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）であること
- ③国などの特別認定工法以外の住宅であること
- ④耐震診断を実施した木造住宅で、耐震診断判定の結果、構造評点1.0未満と診断されたもの

◆**補助対象者**（次の①～②のすべてに該当するもの）

- ①住宅の所有者又は所有者の親族（3親等以内）
- ②燕市税の滞納がない人



◆**補助の対象となる耐震設計**

耐震診断判定の結果、構造評点1.0未満と診断された住宅の上部構造評点を1.0以上まで向上させる耐震改修工事を行うための設計

◆**補助の対象となる耐震改修**

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、耐震診断判定の結果、構造評点1.0未満と診断された住宅で、耐震設計により上部構造評点を1.0以上に向上させる工事

◆**申請期間** 令和2年4月1日（水）～8月31日（月）（但し、土・日・祝日を除く）

※令和3年1月末日までに設計又は工事が完了する予定のものに限ります。

※令和3年3月5日（金）までに実績報告書の提出ができる予定のものに限ります。

※ただし、予定数になり次第、終了する場合があります。

◆**補助金額** 耐震設計…設計に要した費用の2分の1(10万円を限度)（消費税額を除く）

※高齢者世帯及び要介護認定者、要支援認定者、障害者手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者を含む世帯は限度額20万円

耐震改修…改修工事に要した費用の3分の2(65万円を限度)（消費税額を除く）

※高齢者世帯及び要介護認定者、要支援認定者、障害者手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者を含む世帯は限度額85万円

◆**交付件数** 耐震設計…5戸（予定）

耐震改修…5戸（予定）

◆**申請方法** 申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。

【申請先】燕市役所 営繕建築課 建築指導係

◆**申請手続きの流れ** （6面参照）

【燕市木造住宅建替耐震化事業】
木造住宅の建替耐震化費を補助します

住宅の建替を希望し、次の内容に該当する人を対象に、既存住宅除却費及び住宅建設費の一部を補助します。

補助を希望する人は、営繕建築課建築指導係に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

既存住宅除却着手後、及び住宅建設着手後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

★申請の事前に2ページの耐震診断事業を行う必要がありますのでご注意ください。

◆**補助対象者**（次の①～④のすべてに該当するもの）

- ①既存住宅の除却及び住宅建設を実施（工事発注）する者
- ②既存住宅の所有者又は所有者の親族（3親等以内）
- ③燕市税の滞納がない人
- ④宅地建物取引業を営んでいないもの

※法人は対象外



◆**補助の対象となる既存住宅**（次の①～④のすべてに該当するもの）

- ①燕市内の昭和56年5月31日以前に建築（または着手）された木造住宅
- ②1戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）であること
- ③国などの特別認定工法以外の住宅であること
- ④耐震診断を実施した木造住宅で、耐震診断判定の結果、構造評点1.0未満と診断されたもの

※住宅解体に関する市の他の補助事業との併用はできません。

◆**補助の対象となる工事**（次の①～③のすべてに該当するもの）

- ①既存住宅の除却に係る工事
- ②既存住宅の敷地を含む一団の土地における1戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）の建築に係る工事
- ③交付決定通知以降において着手する工事

※販売用は対象外

※建築する住宅には「居室・台所・便所・浴室・出入口」が必要です。

※住宅建設に関する市の他の補助事業との併用はできません。

◆**申請期間** 令和2年4月1日（水）～8月31日（月）（但し、土・日・祝日を除く）

※令和3年3月5日（金）までに工事が完了する（実績報告書の提出ができる）予定のものに限ります。

※ただし、予定数になり次第、終了する場合があります。

◆**補助金額** 30万円

◆**交付件数** 3件

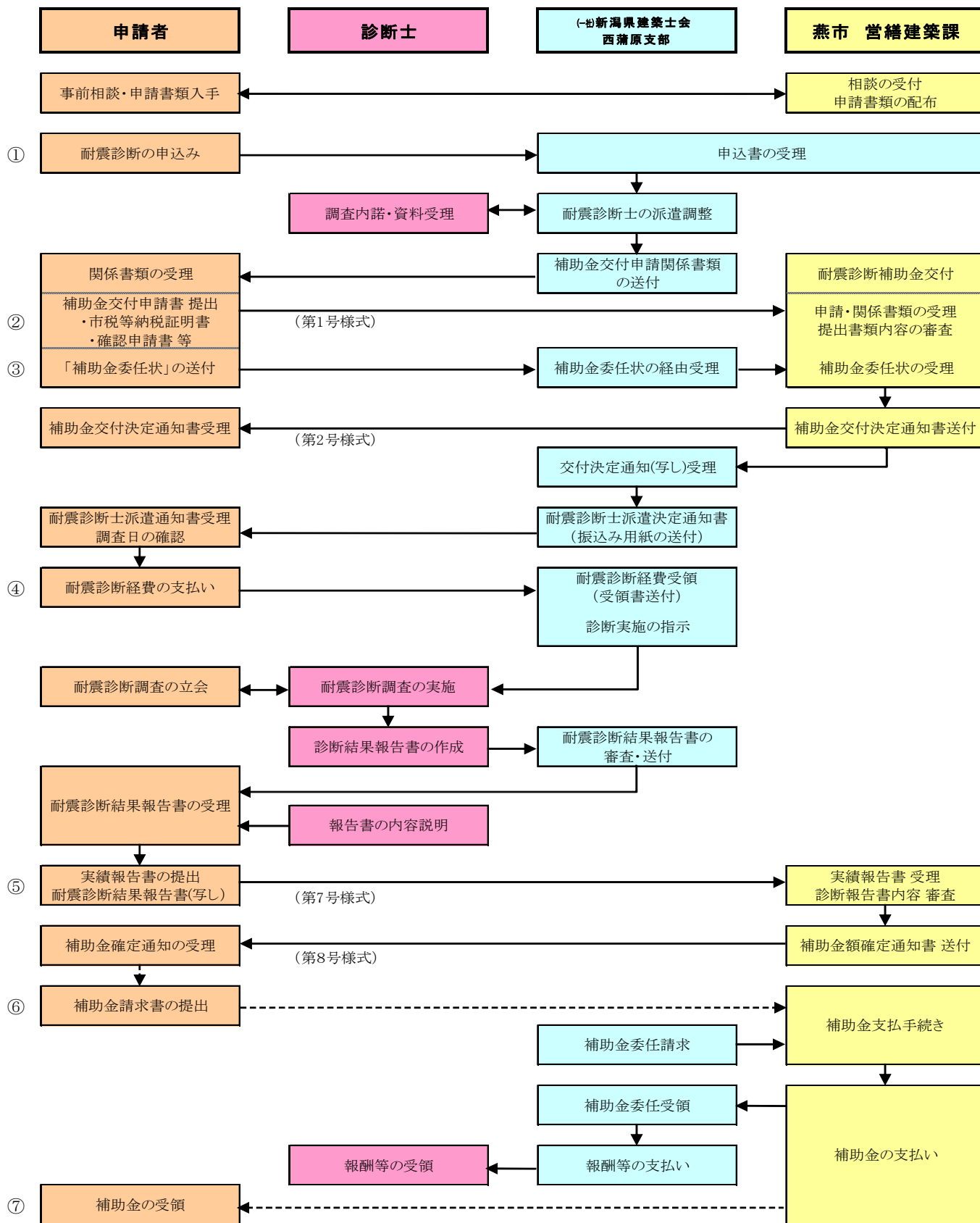
◆**申請方法** 申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。

【申請先】燕市役所 営繕建築課 建築指導係

◆**申請手続きの流れ** （6面参照）

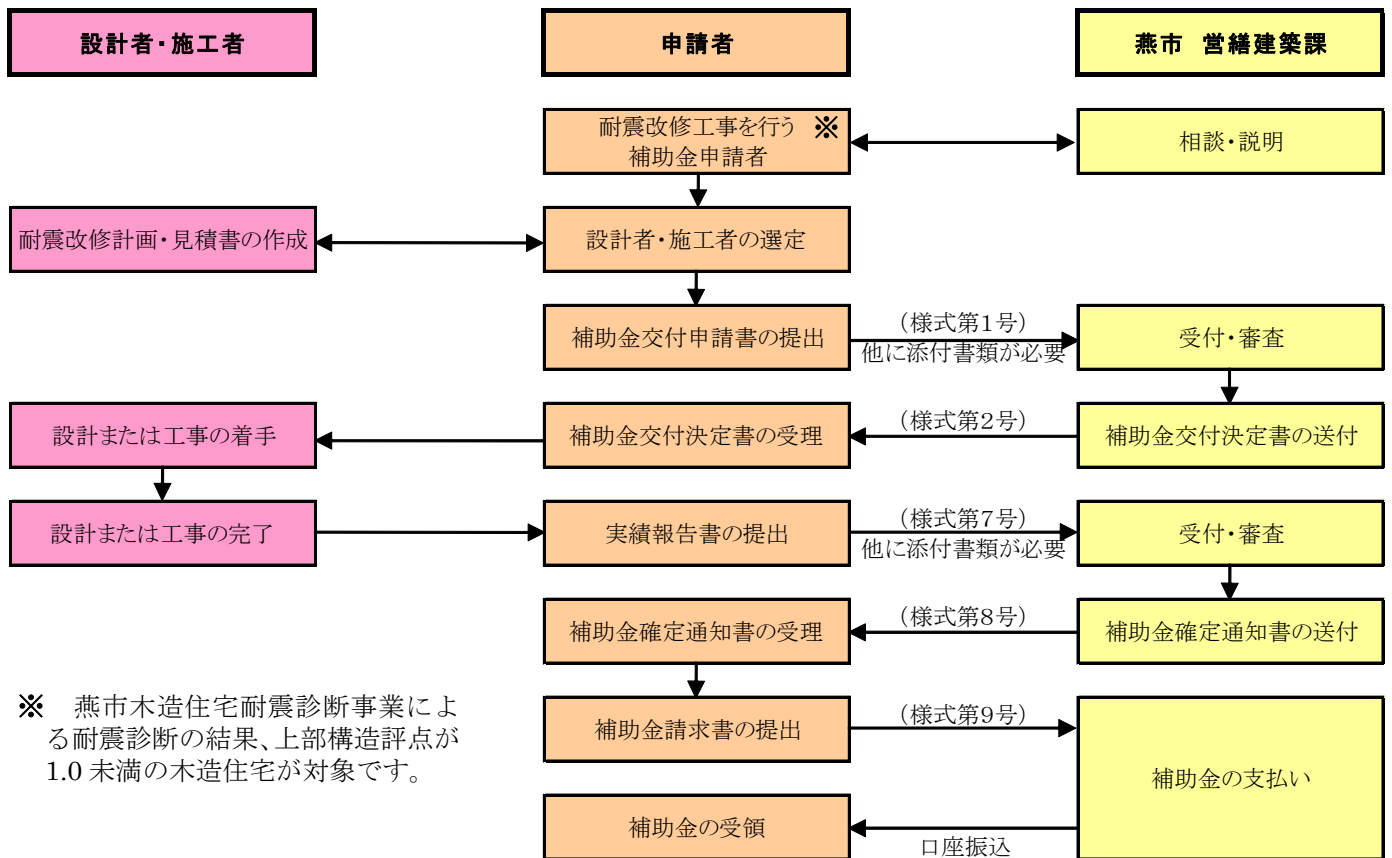
耐震診断補助金申請手続きの流れ

※①から⑥までの申請・提出等の手続きをしていただきます。



- 耐震診断の申込及び診断経費の支払い先は、(株)新潟県建築士会(西蒲原支部)です。
- 耐震診断経費について自己負担額のみを支払う場合は、「③補助金委任状」を(株)新潟県建築士会(西蒲原支部)へ提出してください。この場合、「⑥補助金請求」と「⑦補助金受領」の手続きは必要ありません。

耐震設計・耐震改修補助金申請手続きの流れ



建替耐震化補助金申請手続きの流れ

